(地域への来訪の促進等)

- 第12条 知事は、来訪者との交流を促進するための行事が総合的かつ集中的に実施されるための環境の整備並びに国外又は県内外からの地域への来訪及びこれによる来訪者との交流の促進のために必要な情報の発信その他の広報宣伝の重点的かつ効果的な実施に関し必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、国際会議、展示会、スポーツの競技会その他の地域への 来訪の促進に資する行事の開催を増加させるため、当該行事の誘 致の促進及び開催の円滑化に関し必要な施策を講ずるものとす る。
- 3 県は、前項の施策を講ずることにより来訪した者の他の地域への来訪及びこれによる来訪者との交流の促進に関し必要な施策を講ずるものとする。

【説明】

本条では、国内外から多くの人々に来訪していただくための、誘客 活動について規定しています。

- 1 効果的に本県への誘客活動を展開するためには、地域のそれぞれ の特徴を生かした企画や情報発信を、可能な限り関連付け一体化 していくことが重要です。
 - そのため、県は、全県的な企画の調整や一元的情報発信をはじめ必要な施策を講じます。
- 2 また、国際会議やスポーツイベントなど各種のイベントの積極的 な誘致・開催の支援を行うとともに、地域におけるイベントの創出 の促進に必要な施策を講じます。
- 3 さらに、上記2の効果を県内全域へ波及させるために必要な施策を講じます。
- なお、「スポーツの競技会」については、各地・分野での意見交換会や パブリックコメントで出された、観光資源としての「スポーツ」 が重要との意見を踏まえ、例示したものです。